

## 政府全体の動き

- 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ」を踏まえ、マイナンバー保険証で電子資格確認を受けることできない場合に、「資格確認書」を提供することにより、医療機関等において資格確認を受けることができる旨、法律を改正（令和5年6月）。
- 全ての登録データについて、住民基本台帳と突合を完了
- 新規加入者については、登録時に住民基本台帳情報とのシステムによる突合を実施（令和5年6月以降（令和6年5月からは新システムで突合実施））
- 周知活動（メディアの活用、関係団体と連携し、医療機関等にポスター掲示等）

## 省令改正の概要（令和6年12月2日施行）

### ・加入者証及び加入者被扶養者証の廃止

### ・資格確認書の新設

加入者証等の廃止に伴い、マイナ保険証での電子資格確認を受けられない者に交付

有効期限は5年を超えない範囲で事業団が定める

学校法人等を経て申請・交付

加入者等がその資格を喪失した場合は資格確認書を返納

### ・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の新設

私学共済の加入者であることを証するため、事業団が当該加入者資格に係る情報として交付（資格確認書保持者には交付しない）

資格情報通知書のみでは保健医療機関等で資格確認はできない

災害等の場合は、マイナンバーカードと資格情報通知書の提示で資格確認ができる

資格を喪失した場合でも返納は不要

### 【経過措置】

令和6年12月1日までに交付された加入者証等については、令和7年12月1日まで利用可

# マイナンバーカードと健康保険証の一体化等について②

## 事業団のこれまでの対応状況

私学共済事務担当者連絡会にて事務担当者へ保険証廃止に向けた私学事業団の検討内容の共有（令和6年6月から7月）

- ・加入者及び被扶養者に資格情報のお知らせを送付（令和6年10月及び12月）
- ・11月学校法人等へ省令改正に伴う様式用紙の変更を記載した通知文を送付（令和6年11月）

## 厚生年金制度の適用拡大（令和6年10月1日施行）

厚生年金制度において、短時間労働者を被保険者とする企業規模要件を従業員数が常時101人から51人に引き下げられたことにともない、私学共済制度においても厚生年金制度の適用対象となる企業規模要件の改正とタイミングをあわせ、短時間労働者の社会保障の確保・強化の観点から、特定学校法人等の規模要件を101人から51人とする改正を行った。

## 子ども・子育て支援金制度の創設（令和8年4月1日施行）

- ・児童手当、妊娠期の負担の軽減、こども誰でも通園制度、育児時短就業給付の創設、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援納付金を医療保健者から徴収する。
- ・医療保健者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含める。
- ・令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入。
- ・上記の制度創設に係る子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、私立学校教職員共済法においても必要な法律改正を実施。